

# 指定相談支援事業と相談支援事業

	指定相談支援事業(県の指定事業者)	相談支援事業(市の指定事業者)
対象者	<p>障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、施設入所支援及び旧法施設支援(通所によるものを除く)を除く。)を利用される支給決定障害者等であって、下記のいずれかに該当する方</p> <p>① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援が必要な方</p> <p>② 単身で生活しているため又は同居している家族等の障害、疾病のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な方</p> <p>③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる方</p>	<p>障害児・者等</p>
内容	<p>サービス利用計画作成、生活全般の相談、情報提供サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリング、利用者負担額の上限管理 等</p>	<p>総合的な相談支援(福祉サービス利用援助、社会資源の活用支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介 等)</p>
従事者	<p>障害者ケアマネジメント研修修了者</p>	<p>社会福祉士等ソーシャルワーカー</p>
申請先	<p>市町</p>	<p>事業者</p>
費用	<p>無料(事業者には個別給付費が支給)</p>	<p>無料(事業者には市町から委託料)</p>
圏域内事業者	<p>右の4事業者以外に</p> <p>神原苑在宅介護支援センター (神原町 TEL35-8033)</p> <p>自立生活センター宇部 (中央町 TEL29-6192)</p> <p>サポートセンターぴっころ (西小串 TEL39-6608)</p> <p>ヘルパーステーションフィットケア (中村 TEL38-6700)</p> <p>はーとけあ訪問介護サービス(山陽小野田市 TEL73-0876)</p>	<p>宇部市障害者生活支援センター「ぴあ南風」 (鶺鴒の島町 TEL31-5151)</p> <p>総合相談支援センター「ぷりずむ」(中村 TEL32-4371)</p> <p>生活支援センター「ふなき」(船木 TEL67-2464)</p> <p>総合相談支援センター「みね」 (美祢市 TEL0837-56-1813)</p>